

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和 年 静岡市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（事業者が講ずる措置）

第3条 条例第4条第1項の規則で定める必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- （1）防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置に当たり適正な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと
- （2）太陽光発電施設の設置の工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、粉じん廃棄物等が、地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること
- （3）太陽光発電施設の撤去に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用その他太陽光発電事業の廃止に要する費用を確保すること
- （4）大規模太陽光発電事業者以外の事業者にあつては、太陽光発電施設の設置の工事に着手する日から当該太陽光発電施設を撤去する日までの間、損害賠償責任保険に加入すること
- （5）大規模太陽光事業者以外の事業者にあつては、太陽光発電施設の設置の工事に着手する日から当該太陽光発電施設を撤去する日までの間、災害等に起因して生じた当該太陽光発電施設に係る損害を填補する保険又は共済に加入すること
- （6）太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること
- （7）太陽光発電施設の安全、防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から講ずる対策が、計画どおり適正に実施されているかを随時確認し、災害の防止並びに自然環境及び地域住民等への配慮を行うこと
- （8）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第16条第1項の規定により同法第2条第4項に規定する電気事業者が行う同条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の調達を終了した後も、可能な限り太陽光発電施設を使用して太陽光発電事業を継続すること
- （9）太陽光発電事業を廃止した後は、太陽光発電施設を速やかに撤去し、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に

従い、適正に処理するとともに、当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること
(地域住民等への説明を要しない事業計画の軽微な変更)

第4条 条例第6条第3項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の住所又は氏名（法人にあつてはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 設置規制区域内で太陽光発電事業を行う理由の変更
- (3) 工事の着手若しくは完了、太陽光発電施設の運転の開始又は太陽光発電事業の廃止に係る予定年月日の変更
- (4) 維持管理等計画の公表方法の変更
- (5) 関係法令に基づく手続の状況の変更
- (6) その他市長が不要と認める軽微な変更
(設置許可の申請)

第5条 設置許可を受けようとする者は、設置許可申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る太陽光発電施設の位置図、区域図、配置図及び構造図
- (2) 木竹の伐採又は土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断面図
(木竹の伐採又は土地の形質の変更を行う場合に限る。)
- (3) 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。)
- (4) 排水計画に係る平面図
- (5) 現況の写真
- (6) 維持管理等計画
- (7) その他市長が必要と認める書類
(設置規制区域内における設置許可の基準等)

第6条 条例第8条第1項の規則で定める基準等は、次の各号のいずれにも満たすこととする。

- (1) 市長が次の各号に掲げる事項を定め告示する太陽光発電施設の設置に関する基準に適合していること
 - ア 太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項
 - イ 太陽光発電施設の設置に係る自然環境の保全に関する事項
 - ウ 太陽光発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和に関する事項
 - エ 太陽光発電施設の安全性の確保に関する事項

オ 太陽光発電施設の維持管理等に関する事項

カ 太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項

キ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 関係法令の手續を必要とする場合は、当該手續が行われていること

(3) 条例第22条第1項に規定する保証金の預入がされ、同条第3項に規定する市との質権設定契約が締結されていること

(変更許可の申請等)

第7条 変更許可を受けようとする者は、事業変更許可申請書に第5条各号に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

第8条 第4条の規定は、条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更について準用する。

2 条例第9条第2項の規定による届出は、軽微変更届出書を提出することにより行うものとする。

(設置許可に係る工事の着手等の届出)

第9条 条例第10条第1号の規定による届出は、工事着手届出書又は工事完了届出書を提出することにより行うものとする。

2 前項の工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事の写真

(2) その他市長が必要と認める書類

3 条例第10条第2号の規定による届出は、工事中止届出書又は工事再開届出書を提出することにより行うものとする。

(事業計画の届出)

第10条 条例第12条の規定による届出は、事業計画届出書を提出することにより行うものとする。

2 前項の事業計画届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 届出に係る太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図

(2) 現況の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(誓約書の提出)

第11条 条例第13条の規定による誓約書の提出は、別に定める様式により行うものとする。

(事業計画の変更の届出)

第12条 条例第14条の規定による届出は、事業計画変更届出書を提出することにより行うものとする。

2 前項の事業計画変更届出書には、第10条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 条例第14条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 関係法令に基づく手続の状況の変更
- (2) その他市長が不要と認める軽微な変更
(標識の記載事項等)

第13条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先
 - (2) 太陽光発電施設の出力
 - (3) 太陽光発電事業の運転開始年月日
 - (4) 太陽光発電施設等の維持管理等を行う者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先
- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。
- (維持管理等)

第14条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光発電施設については、土砂の流出等の発生を防止するとともに、環境保全上の支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること
 - (2) 太陽光発電施設の周辺において土砂の流出等が発生した場合又は発生が想定される場合に、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じる状況を防止するために必要な措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供できる体制が整備されていること
 - (3) 太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合に、復旧に必要な措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供できる体制が整備されていること
- 2 条例16条第2項に規定する維持管理等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 維持管理等の基本事項

- (2) 維持管理等の実施体制
 - (3) 維持管理等の内容
 - (4) 維持管理等に要する費用
 - (5) 太陽光発電施設等の周辺において土砂の流出等が発生するおそれがある場合に、それを防止するために講ずる措置の内容及びその実施体制
 - (6) 土砂災害その他の災害により太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合に講ずる措置の内容及びその実施体制
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- 3 事業者は、条例第16条第2項の規定により維持管理等に係る措置を講じたときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、太陽光発電事業を行う間、当該記録を保管しなければならない。
- 4 条例第16条第3項の規定による維持管理等計画の公表は、インターネットの利用その他の広く市民等に周知できる方法により行うものとする。
- 5 前項の公表は、市長が地域住民等への周知に支障がないと認めるときは、太陽光発電施設の設置場所に、維持管理等計画のうち次に掲げる事項を全て表示した看板その他の物件を設置することにより行うことができる。
- (1) 維持管理等に係る責任者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先
 - (2) 維持管理等を委託する場合は、その委託を受けた者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先
 - (3) 月次点検の時期、内容及び方法
 - (4) 年次点検の時期、内容及び方法
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 6 事業者は、設置許可の申請又は条例第12条の規定による届出の際に、維持管理等計画の公表の方法を市長に通知するとともに、太陽光発電施設の運転を開始する日までに、維持管理等計画を公表しなければならない。
- 7 条例第16条第5項の規定による報告は、事故又は土砂災害その他の災害が発生した日から起算して30日以内に、事故等報告書を提出することにより行わなければならない。
- 8 前項の事故等報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 太陽光発電施設の位置図及び配置図
 - (2) 事故等の状況の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(維持管理等に関する定期報告)

第15条 条例第17条の報告に係る年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の報告は、維持管理状況等報告書を市長に提出することにより、毎年6月30日までに
行わなければならない。

(大規模太陽光発電事業者の保険又は共済への加入を証する書類の提出)

第16条 大規模太陽光発電事業者は、条例第18条第1項に規定する損害賠償責任保険に加入し
た後、速やかにその加入を証する書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、大規模太陽光発電事業者が条例第18条第2項の規定により火災保険、地震
保険その他必要な保険に加入した場合について準用する。

(地位の承継の届出)

第17条 条例第19条第2項及び第4項の規定による届出は、地位承継届出書を提出すること
により行うものとする。

(廃止の届出)

第18条 条例第20条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書を提出することにより行うも
のとする。

2 前項の事業廃止届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 現況の写真

(2) 太陽光発電事業を廃止した後において行う措置を示した平面図

(3) その他市長が必要と認める書類

3 条例第20条第3項の規定による届出は、施設撤去完了届出書を提出することにより行うも
のとする。

4 前項の施設撤去完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 撤去後の状況がわかる現況の写真

(2) 太陽光発電事業を廃止した後において行った措置を示した平面図

(3) その他市長が必要と認める書類

(身分証明書)

第19条 条例第27条第2項の身分を示す証明書は、別記様式による。

(実施細目)

第20条 この規則の実施細目は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 年 月 日から施行する。ただし、次項、附則第8項及び附則第9項の規定は、同年 月 日から施行する。

(既存施設の届出)

- 2 条例附則第3項の規定による届出は、既存事業概要届出書を提出することにより行うものとする。

- 3 条例附則第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 発電出力
- (2) 事業区域
- (3) 事業区域内にある土地の地目又は利用状況
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 4 条例附則第4項の規定による届出は、既存事業変更届出書を提出することにより行うものとする。

(既存施設の変更許可)

- 5 条例附則第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項以外の事項とする。

- (1) 既存事業者の住所又は氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- (2) 設置規制区域内で太陽光発電事業を行う理由
- (3) 維持管理等計画の公表方法
- (4) その他市長が条例附則第5項の許可を不要と認めるもの

- 6 第7条及び第8条第2項の規定は、条例附則第5項の許可について準用する。

(既存施設の標識の記載事項等)

- 7 条例附則第7項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先
- (2) 太陽光発電施設の出力
- (3) 太陽光発電事業の運転開始年月日
- (4) 太陽光発電施設等の維持管理を行う者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先

- 8 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

(既存施設の維持管理等)

- 9 第14条第2項、第4項及び第5項の規定は、既存事業者が条例附則第8項又は第10項の規定により維持管理等計画を作成し、公表する場合について準用する。
- 10 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、条例附則第3項の規定による届出の際に、維持管理等計画の公表の方法を市長に通知しなければならない。
- 11 既存事業者は、既存施設に係る維持管理等計画を作成した場合において、当該既存施設の維持管理等に係る措置を講じたときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、太陽光発電事業を行う間、当該記録を保管するよう努めなければならない。
- 12 条例附則第11項ただし書の規則で定める軽微な変更は、太陽光発電事業の名称の変更その他既存施設の維持管理等に直接影響しないと市長が認めるものとする。

(既存施設の維持管理等に関する定期報告)

- 13 第15条の規定は、既存事業者が条例附則第12項の規定により市長に報告する場合について準用する。

(既存事業者の地位の承継に係る届出)

- 14 条例附則第14項の規定による届出は、既存事業者地位承継届出書を提出することにより行うものとする。